

広島県訓令第九号

本 庁
地 方 機 関

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の任命等に関する訓令（昭和五十七年広島県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項第十号中「都市局長」を「都市技術審議官」に改め、同条第二項第五号中「地域政策局地域政策課長」を「地域政策局地域政策総務課長」に改め、同項第九号中「農林水産局農林水産総務課企画担当監」を「農林水産局農林水産総務課長」に改め、同項第十二号中「都市局都市政策課長」を「土木局都市計画課長」に改める。

第一条の三第一項第十号中「都市局長」を「都市技術審議官」に改める。

第一条の四第二号中「健康福祉局医療・がん対策部長」を「健康福祉局長」に改める。

第二条第一項第九号中「都市局長」を「都市技術審議官」に改め、同条第二項第四号中「地域政策局過疎・地域振興課長」を「地域政策局過疎地域振興課長」に改め、同項第十一号中「都市局都市政策課長」を「土木局都市計画課長」に改める。

第三条第一項第四号中「都市局長」を「都市技術審議官」に改め、同条第二項第四号中「都市局都市政策課長」を「土木局都市計画課長」に改める。

第六条を次のように改める。

（広島県障害者介護給付費等不服審査会の委員の任命）

第六条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条の五の五第二項の規定により準用する障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第九十八条第三項の規定により、西部こども家庭センター判定指導課長の職にある者を、広島県障害者介護給付費等不服審査会の委員として任命する。

第三十三条第九号中「都市局長」を「都市技術審議官」に改め、同条第十号中「都市局建築技術部長」を「土木局建築技術部長」に改める。

第三十四条第二項第五号中「都市局都市政策課長」を「土木局都市計画課長」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 地域政策局都市圏魅力づくり推進課長
- 第三十五条各号を次のように改める。
 - 一 都市技術審議官
 - 二 土木局建築技術部長
 - 三 地域政策局都市圏魅力づくり推進課長

- 四 農林水産局農業技術課長
- 五 農林水産局森林保全課治山担当監
- 六 土木局都市計画課長
- 七 土木局下水道公園課長
- 八 土木局建築課長

第三十六条の見出し中「広島県営住宅管理審議会」を「広島県営住宅管理等審議会」に改め、同条中「広島県営住宅管理審議会」を「広島県営住宅管理等審議会」に、「都市局長」を「都市技術審議官」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。